別記第１号様式(第３条関係)

移　転　等　補　償　申　請　書

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　 年 　　月　 　日

防衛局長

殿

東海防衛支局長

申請者　住所

氏名

周辺地区に所在する下記建物等の移転又は除却及びこれに伴い通常生ずべき損失の補償を申請する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 所有者の住所・氏名 |  |
| 申請者が有する権利の種類・内容 |  |
| ※建物等 | 用途別種類 |  |
| 構造 |  |
| 棟数 |  |
| 数量(面積等) |  |
| 登記年月日・家屋番号申請者との 続 柄 |  |
| 登記者氏名・ |  |
| 建物等以外の損失の対象となるもの |  |
| 移転等を必要とする理由 |  |
| 移転先 |  | 移転等の希望時期 |  |
| 本建物等に申請者が有する権利に設定されているすべての権利 | 権利の種類 | 権利者氏名 | 権利者住所 | 内容 |
|  |  |  |  |
| その他参考事項 |  |

注：１ 建物等とは、建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件をいう。

２ ※印欄には、建物等の所有者が申請する場合に限り記入すること。

３ その他参考事項欄には、建物等について係争中のものがあるときは、その内容を記入すること。

別記第２様式(第３条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　 年 　　月　 　日

移　　転　　等　　承　　諾　　書

所有者　　殿

権利者等　住所

氏名

を有する

の存否について係争中の

私が　　　権　　　　　　　　　　　　下記１の建物等については、下記２の条件により移転又は除却す

ることを承諾する。

記

１　建物等　　所　　在　　地

　　　　　　　用途別種類

　　　　　　　構　　　　　造

　　　　　　　棟　　　　　数

　　　　　　　数量（面積等）

　　　　　　　登記年月日・家屋番号

２　条件

注：建物等とは、建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件をいう。

別記第３号様式(第３条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　 年 　　月　 　日

建　物　設　置　等　制　限　承　諾　書

防衛局長

殿

東海防衛支局長

申請者　住所

氏名

私は、　　　　　　　　　周辺において国が行う移転等の措置の一環として、下記の土地に所在する

防衛局長

東海防衛支局長

建物等が移転又は除却された場合には、当該土地に、　　　　　　　　の承認を得た場合を除き、建

物、工作物、立竹木その他の物件を設置し、又は留置しないことを承諾する。

記

土　地　所　在　地

地　　　目

面　　　積

登記年月日

登記者氏名

注：建物等とは、建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件をいう。

別記第４号様式(第４条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

建　　物　　等　　調　　書

防衛局長

東海防衛支局長

建物等所有者と 　　　　　　　は、移転補償申請のあった建物等が別紙建物等明細書のとおりである

ことを確認したので、これを証するため、この調書を作成し、各自所持する。

　令和　　年　　月　　日

建物等所有者

住　所

氏　名

防衛局長

東海防衛支局長

調書作成担当者

所属・官職

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

(別紙)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建　　　物　　　等　　　明　　　細　　　書 | 整理番号 |  |
| 所　　在　　地 |  |  | 周辺地区 |  | 区域 |
| 所有者 | 住　所 |  | 備　　考 |  |  |  |
| 氏　名 |  |  |  |  |
| 建物等の所在する土地の所有者 | 住　所 |  |  |  |  |
| 氏　名 |  |  |  |  |
| 建物等の種　　類 | 構造・形　状 | 棟数 | 数　量（面積等） | 建　設年月日 | 登　記・ 家屋番号年月日 | 設定されている権利 | 権利者の住所 | 権利者の氏名 | 権利に係る居住者・使用人の人数 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記第５号様式(第５条・第１３条関係)

移　転　等　補　償　額

損　 失 　補　 償　 額

算 定 調 書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 整理番号 |  |
| 所　　在　　地 |  | 周辺地区 　　　　　　　区域 |
| 所 　有　 者 | 住　所 |  | その他の参考事項 |  |
| 氏　名 |  |
| 補償を受ける者 | 住　所 |  | 所有者との関係 |
| 氏　名 |  |  |
| 補　償　費　種　別 | 数　量 | 金　額　(円) | 消費税相当額(円) | 補償額計 (円) | 消費税対象額(円) | 補償額の算出方法 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

注：補償費種別ごとに算出根拠を添付すること。

移　転　補　償　等　個　人　別　表

別記第６号様式(第６条関係)

(令和　　年度　第　　次分) 　№

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 整理番号 | 氏名 | 権利別 | 建物等移転補償費 | 土地買収等 | 金額計(円) | あっせん等措置の内容 | 備考 |
| 用途別・種類 | 棟数 | 数量(面積等) | 金額(円) | 地目 | 面積(㎡) | 金額(円) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（　　　　　　　周辺地区）

別記第７号様式(第７条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　 年 　　月　 　日

移　　転　　等　　同　　意　　書

防衛局長

殿

東海防衛支局長

所有者・借　人

住　所

氏　名

私が所有する下記建物

下記建物等に居住する私

の移転又は除却については、その移転又は除却により生ずる損失に対して適正な補償がなされる場合には同意する。

なお、国の都合により移転又は除却ができない場合においても、これに対して異議を申し立て、又は補償を要求しない。

記

建物等　　所　在　地

用途別種類

構　　　造

棟　　　数

数量（面積等）

登記年月日

家屋番号

登記者氏名・所有者との続柄

別記第８号様式(第８条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

移　転　等　補　償　契　約　書

建物等の　　　者　　　を甲とし、国を乙とし、甲乙間において下記の条項により建物等の移転等補償契約を締結する。

（移転物件）

第１条　移転物件は、次のとおりとする。

ア　所在地

イ　種類

ウ　数量

（補償金額）

第２条　前条の移転物件の移転又は除却（以下「移転等」という。）に要する経費及び移転等に伴い通常生ずべき損失に対する補償金額は、金　　　　　　　　円とする。

（物件の移転等）

第３条　甲は、第１条の移転物件を令和　　年　　月　　日までに、乙の指定する区域以外の場所に移転等しなければならない。

（移転通知）

第４条　甲は、前条の移転等を完了したときは、その旨を書面により乙に通知しなければならない。

２　乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに移転等の完了を確認する。この場合において甲は乙の確認に立ち会うものとする。

（補償金の支払）

第５条　甲は、前条の確認を受けた後において、乙に第２条の補償金の支払を書面により請求するものとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙より前金払を受ける必要があるときは、乙と協議の上、書面により前金払の請求を行うことができる。

３　乙は、第１項の支払請求書を受理した日から３０日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

（履行の遅滞）

第６条　乙は、前条の期間内に第２条の補償金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「法」という。）に基づく支払遅延利息を甲に支払わなければならない。

２　前項の遅延利息は、法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める利率による。

３　甲は、その責に帰すべき理由により第３条の移転期日までに第１条の移転物件の移転を完了しないときは、同期日の翌日から移転を完了する日までの日数に応じ、第２条の補償金額に前項の利率により算定した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

（契約違反）

第７条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

（危険負担）

第８条　危険負担は、民法（明治２９年法律第８９号）第５３６条及び第５６７条の規定による。

（第２条の補償金額以外の請求）

第９条　甲は、第１条の移転物件の移転等について第２条に定めた金額以外は、乙に対しその補償を一切請求しない。

（疑義あるときの協議）

第１０条　この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議して定める。

（契約に関する紛争の解決）

第１１条　この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上公正な第三者を選定し、そのあっせん、仲裁等により円満な解決を図るものとする。

（信義誠実の義務）

第１２条　甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所

　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　国

　　支出負担行為担当官

　　官　職

　　氏　名　　　　　　　　　　　　　印

別記第９号様式(第９条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

移　　転　　等　　完　　了　　届

防衛局長

殿

東海防衛支局長

届出人

住　所

氏　名

令和　　年　　月　　日付け移転補償契約書第１条の移転物件は、指定区域外の場所に移転・除却したので通知する。よって速やかに確認方をお願いする。

別記第１０号様式(第１１条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　 年 　　月　 　日

土　地　買　収　等　申　請　書

防衛局長

殿

東海防衛支局長

申請者　住　所

氏　名

買収及び買収

所有権以外の権利の消滅

周辺地区に所在する下記土地の　　　　　　　　　　　　　に伴い通常生ずべき損失

（建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件に関するものを除く。）の補償を申請する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 所有者の住所・氏名 |  |
| 申請者が有する権利の種類 |  |
| ※土地 | 地　　　　　目 |  |
| 面　　　　　積 |  |
| 登 記 年 月 日 |  |
| 登記者氏名・ |  |
| 土地買収・所有権以外の権申請者との続柄利の消滅に伴い生ずべき損失の対象となるもの |  |
| ※買　収　申　請　の　理　由 |  |
| ※希望する買収時期 |  |
| 本土地に申請者が有する権利に設定されているすべての権利 | 権利の種類 | 権利者氏名 | 権利者住所 | 内容 |
|  |  |  |  |
| その他参考事項 |  |

注：１　※印欄には、土地の所有者が申請する場合に限り記入すること。

２　その他参考事項欄には 、土地について係争中のものがあるときは、その内容を記入すること。

別記第１１号様式(第１１条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

権　利　消　滅　承　諾　書

所有者

殿

権利者

住　所

氏　名

私が　　　　権を有する下記１の土地が国に売り渡される場合には、下記２の条件により当該権利を消滅することを承諾する。

記

１　建物等　　所在地

　　　　　　　地　目

　　　　　　　面　積

２　条件

(1) 権利の消滅については、土地所有者と私との間で解決する。

(2) 権利の消滅に伴い通常生ずべき損失の補償については、私が国に請求する 。

注：条件については必要に応じ記入すること。

別記第１２号様式(第１２条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

土　　　　地　　　　調　　　　書

防衛局長

東海防衛支局長

土地所有者　　　　　と　　　　　　　　　は、買収申請のあった土地が別紙土地明細書のとおりで

あることを確認したので、これを証するため、調書を作成し、各自所持する。

令和　　年　　月　　日

土地所有者

住　所

氏　名

防衛局長

東海防衛支局長

調書作成担当者

所属・官職

氏　　名

 (別紙)

土　　　地　　　明　　　細　　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整理番号 | 整理番号参考事項号整理 |  |
| 周辺地区　　　　　　　　　区域 | その他の参考事項 |  |
| 所　有　者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 所在・地番 | 現況 | 地目 | 地積(公簿)(㎡) | 実測面積(㎡) | 登　記年月日 | 登記者氏名・所有者との続柄 | 設定されている権利 | 権利者住所 | 権利者氏　名 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記第１３号様式(第１２条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

土　 地 　境 　界 　確　 認　 書

防衛局長

東海防衛支局長

　　　　　　　　　は、土地所有者から買収申請のあった下記土地の境界について、当該所有者及び当

該土地に隣接する土地の所有者から別図のとおりであることの確認を得たので、これを証するため、この確認書を作成し、各自所持する。

記

土地　　　所在地

地　目

面　積

登記年月日

登記者氏名、所有者との続柄

令和　　年　　月　　日

土地所有者

住所・氏名

隣接土地の所有者

住所・氏名

防衛局長

東海防衛支局長

確認書作成担当官

所属・官職

氏　　　名

別記第１４号様式(第１３条関係)

土　 地 　買 　収 　価 　格 　評 　価 　調 　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 整理番号 |  |
| 周辺地区　　　　　　　　　区域 | その他の参考事項 |  |
| 所　有　者 | 住　所 |  |  |
| 氏　名 |  |
| 所在・地番 | 現況 | 地目 | 地積（公簿）（㎡） | 実測面積（㎡） | 契約面積（㎡） | 単　　価（円） | 金　　　額（円） | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記第１５号様式(第１５条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

土　 地 　譲　 渡　 承　 諾　 書

令和　　年　　月　　日

防衛局長

殿

東海防衛支局長

所 有 者

住　所

氏　名

その譲渡に対し適正

その譲渡に伴い通常生ずべき

私が所有する

私が　　　権を有する

　　　　　　　　　　　 下記土地の譲渡については、

な対価が支払われる場合

損失に対し適正な補償がなされる場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　には、承諾する。

　なお、国の都合により買収されない場合においても、これに対し異議を申し立て、又は補償を要求しない。

記

土地　　　　所在地

　　　　　　地　目

　　　　　　面　積

　　　　　　登記年月日

　　　　　　登記者氏名・所有者との続柄

別記第１６号様式(第１６条関係)

収　入

印　紙

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

土　 地 　売 　買 　契 　約 　書

売渡人土地所有者　　　　　を甲とし、買受人国を乙とし、甲乙間において下記の条項により土地の売買契約を締結する。

(売買土地)

第１条　売買土地は、下記のとおりとする。

ア　所在地

イ　地　目

ウ　面　積

(売買価額)

第２条　前条の土地売買価額は、金　　　　　円とする。

(売買土地の引渡し)

第３条　甲は、第１条の売買土地を令和　　年　　月　　日までに、乙に引き渡し、乙は、これを現地確認の上受領する。この場合において、甲は、乙の確認に立ち会うものとする。

(権利の消滅)

第４条　甲は、第１条の売買土地の上に所有権以外の権利があるときは、当該権利を前条の引渡期日までに消滅させなければならない。

(物件の移転)

第５条　甲は、第１条の売買土地に物件があるときは、当該物件を第３条の引渡期日までに他に移転又は除却し、若しくは移転又は除却をさせなければならない。

(所有権移転登記)

第６条　第１条の売買土地の所有権移転登記手続は、乙が行い、甲は、乙に協力する。

 (土地代金の支払)

第７条　甲は、前条の所有権移転登記が完了した後において、乙に第２条の土地代金の支払を書面により請求するものとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙より前金払を受ける必要があるときは、乙と協議の上、書面により前金払の請求を行うことができる。

３　乙は、第１項の支払請求書を受理した日から３０日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

(履行の遅滞)

第８条　乙は、前条の期間内に第２条の土地代金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号。以下「法」という。)に基づく支払遅延利息を甲に支払わなければならない。

２　前項の遅延利息は、法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める利率による。

３　甲は、その責に帰すべき理由により第３条の引渡期日までに第１条の売買土地の引渡しをしないときは、同期日の翌日から移転を完了する日までの日数に応じ、第２条の売買価額に前項の利率により算定した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

(契約違反)

第９条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第１０条　第１条の売買土地が引渡完了前に甲の責に帰すことができない理由により滅失又は、き損したときは、その滅失又はき損は甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第１１条　第１条の売買土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任は、民法(明治２９年法律第８９号)第５６２条から第５６６条までの規定による。

(公租公課等の負担)

第１２条　甲が第１条の売買土地を所有していたことにより課せられる公租公課等、受益者負担金その他の賦課金は、甲の負担とする。

(第２条の売買金額以外の請求)

第１３条　甲は、第１条の売買土地について第２条に定めた金額以外は、乙に対し一切請求しない。

(疑義あるときの協議)

第１４条　この契約に関して疑義のあるときは 、甲乙協議して定める 。

(契約に関する紛争の解決)

第１５条　この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上公正な第三者を選定し、そのあっせん、仲裁等により円満な解決を図るものとする。

(信義誠実の義務)

第１６条　甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

乙　　国

　　　支出負担行為担当官

　　　官　職

　　　氏　名　　　　　　　　　　　印

別記第１７号様式(第１６条関係)

収　入

印　紙

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

損 　失 　補 　償 　契 　約 　書

第１条の土地の買収及び当該土地の上にある所有権以外の権利の消滅に伴い生ずべき損失(建物、工作物、立木竹その他土地に定着する物件に関するものを除く。以下「損失」という。)につき

を甲とし、国を乙とし、甲乙間において下記の条項により補償契約を締結する。

(対象土地)

第１条　補償対象の土地は、次のとおりである。

ア　所在地

イ　地目

ウ　面積

工　 所有者の住所・氏名

(補償金額)

第２条　損失の補償金 額は 、金　　　　　円とする。

(物件の移転)

第３条　甲は、第２条の補償金のうち物件の移転に係るものがあるときは、当該物件を令和　　年　　月　日までに第１条の土地から移転しなければならない。

２　甲は、前項の移転を完了したときは、その旨を書面により乙に通知しなければならない。

３　乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに移転の完了を確認する。この場合において、甲は乙の確認に立ち会うものとする。

(補償金の支払)

第４条　甲は、この契約の締結後直ちに第２条の補償金の支払を書面により乙に請求することができる。

ただし、前条第１項の規定により移転しなければならない物件がある場合における第２条の補償金の支払請求の時期は、同条第３項の確認を受けた後とする。

２　乙は、前項の支払請求書を受理した日から３０日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

(履行の遅滞)

第５条　乙は、前条の期間内に第２条の補償金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号。以下「法」という。)に基づく支払遅延利息を甲に支払うものとする。

２　前項の遅延利息は、法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める利率による。

３　甲は、その責めに帰すべき理由により第３条第１項の移転期日までに同項の物件の移転を完了しないときは、同期日の翌日から移転を完了する日までの日数に応じ、第２条の補償金額に前項の利率により算定した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

(契約違反)

第６条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第７条　危険負担は民法(明治２９年法律第８９号) 第５３６条及び第５６７条の規定による。

(第２条の補償金額以外の請求)

第８条　甲は、損失について第２条に定めた金額以外は、乙に対しその補償を一切請求しない。

(疑義のあるときの協議)

第９条　この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議して定める。

(契約に関する紛争の解決)

第１０条　この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上、公正な第三者を選定し、そのあっせん、仲裁等により円満な解決を図るものとする。

(信義誠実の義務)

第１１条　甲乙両者は 、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

乙　　国

　　　支出負担行為担当官

　　　官　職

　　　氏　名　　　　　　　　　　　印

別記第１８号様式(第２１条関係)

支払報告書

No.

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 防衛局 東海防衛支局  | 周辺地区 | 令和　　年度第　　次(第　　四半期分) | 関係市町村 |
|  |
| 区分 | 整理番号 | 氏名 | 所在地 | 権利別 | 建 　物 　等 　移 　転 　補 　償 | 土 地 買 収 等 | 支払金額合計(円) | 支払年月日 | 備考 |
| 建　　物 | 工作物移転費(円) | 動　産移転費(円) | 借家等の費用(円) | 移　転雑　費(円) | 立竹木補償費(円) | 営　業補償費(円) | その他( )(円) | 補償額計 | 地目 | 面積(㎡) | 金額(円) | 補償費 | 購入費 |
| 面積(㎡) | 移転費(円) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注：１　建物等移転補償費及び土地買収等について、前金の支払いを行っているときは、それぞれ上段に(　)を付して当該支払額及び支払年月日を記入すること。

２　建物又は土地の所有権について、あっせん等を行った事案については、備考欄にその内容を記入すること。